

1. 社会保険加入の最新状況と今後の 対応方策

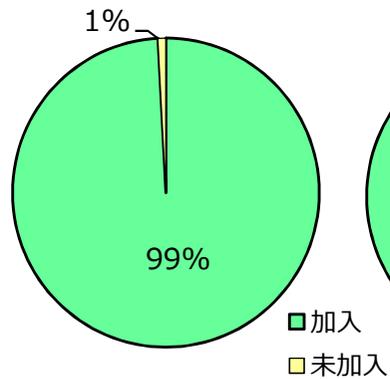
1-1 社会保険加入の最新状況

社会保険加入状況調査結果について

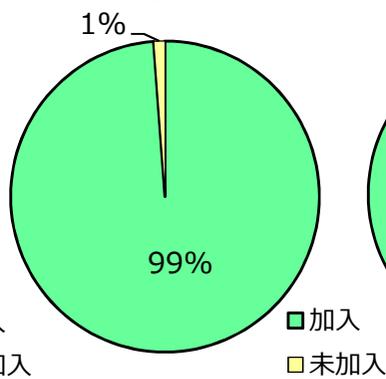
- 公共事業労務費調査（令和元年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では99%** [対前年度比+1.0%]、**健康保険では99%** [対前年度比+0.9%]、**厚生年金保険では99%** [対前年度比+1.3%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では94%** [対前年度比+0.9%]、**健康保険では92%** [対前年度比+1.3%]、**厚生年金保険では89%** [対前年度比+0.9%] となっています。

企業別

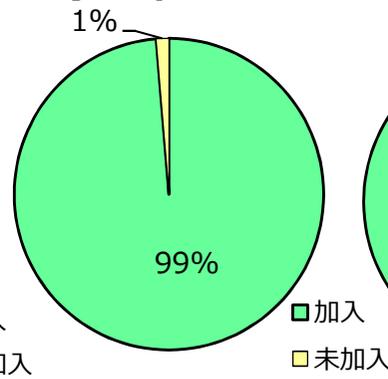
<雇用保険>



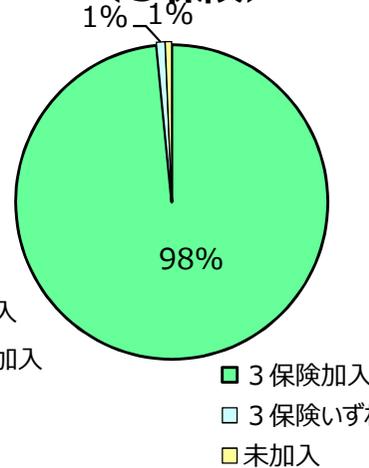
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>

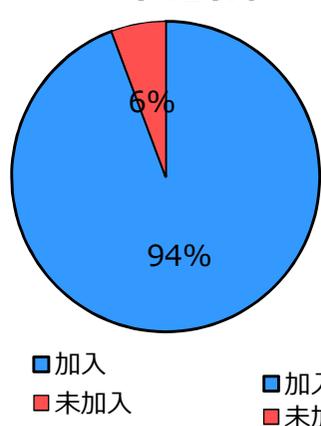


企業別・3保険別加入割合の推移

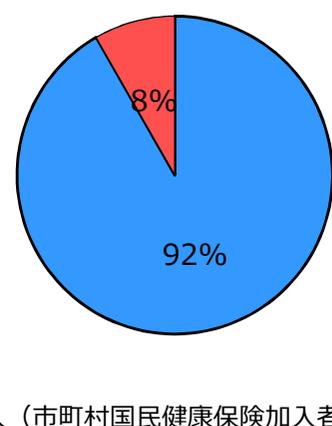
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%

労働者別

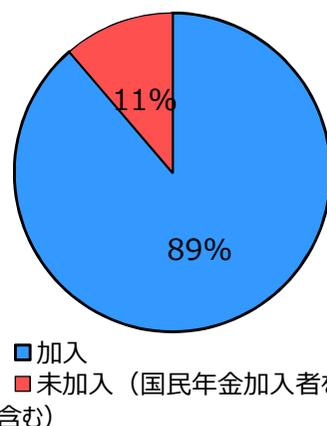
<雇用保険>



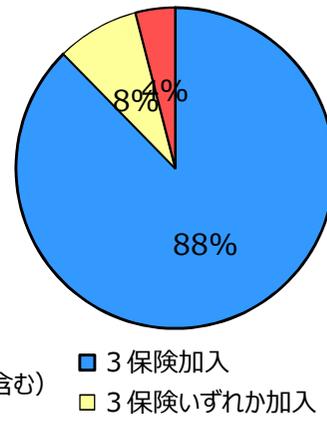
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>



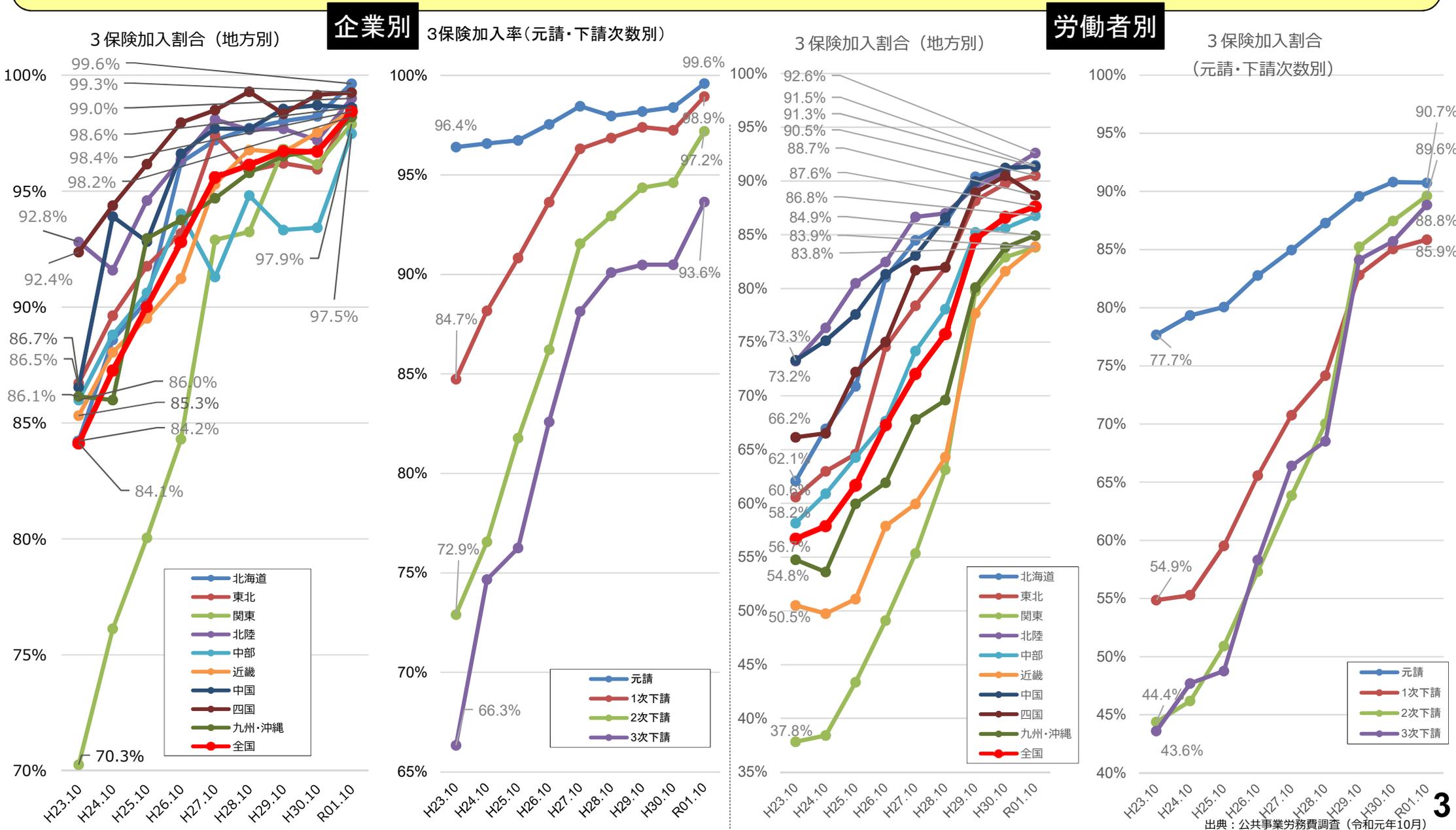
労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%
H29.10	91%	89%	86%	85%
H30.10	93%	90%	88%	87%
R01.10	94%	92%	89%	88%

※企業別及び労働者別における「未加入」には、関係法令上社会保険の加入義務のないケースも含んでいる。

社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

○ 公共事業労務費調査(平成23年10月調査～令和元年10月調査)における3保険加入状況をみると、全体的には加入割合は上昇傾向にあります。元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。



下請企業を含めた社会保険加入企業への限定(入札契約適正化法等に基づく実施状況調査結果)

- 各公共発注者が公共工事を発注する際、受注企業等を社会保険等加入業者に限定する取組の実施状況及び社会保険等未加入業者への対応策を調査。
- 都道府県では、二次以下請負業者も社会保険加入企業に限定する取組が進む一方、市区町村では一部の団体に留まっている状況。

(出典)令和元年度入札契約適正化法に基づく実態調査(平成30年度実績)
 ※カッコ内は、前回調査結果(平成29年度実績)

① 公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	実施済(定期の競争参加資格審査等で確認)	未実施
国	17(17)	2(2)
都道府県	47(47)	0(0)
市区町村	1229(1199)	512(542)

※市区町村は北方領土6村を除く

② 公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	全ての工事で、2次下請業者以降も加入企業に限定	一定金額以上の工事で、2次下請業者以降も加入企業に限定	全ての工事で、1次下請業者まで加入企業に限定	一定金額以上の工事で、1次下請業者まで加入企業に限定	対策未実施
国	9(8)	4(0)	0(3)	2(2)	4(6)
都道府県	23(19)	1(0)	20(17)	0(2)	3(9)
市区町村	198(148)	35(33)	477(399)	100(106)	918(1055)

③ 社会保険等未加入業者への対応(1次下請業者) ※複数回答

	元請企業に対し加入指導	許可行政庁へ通報	社保担当部局へ通報	指導・通報体制なし
国	15(13)	10(10)	3(2)	3(5)
都道府県	41(41)	35(33)	28(22)	1(1)
市区町村	1127(1073)	110(97)	94(45)	544(626)

④ 社会保険等未加入業者への対応(2次下請業者以降) ※複数回答

	元請企業に対し加入指導	許可行政庁へ通報	社保担当部局へ通報	指導・通報体制なし
国	13(11)	9(9)	3(2)	4(6)
都道府県	37(33)	31(30)	22(20)	4(5)
市区町村	1053(989)	81(73)	46(36)	640(706)

実態調査の結果(法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況)

- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況を調査
- 公共工事では、すべての次数で法定福利費を内訳明示した見積書を提出した工事の割合が約6割となった。
- 民間発注工事では、一次・二次下請で法定福利費を内訳明示した見積書を提出した工事割合が5割を超えたが、三次下請以降では約4割にとどまった。

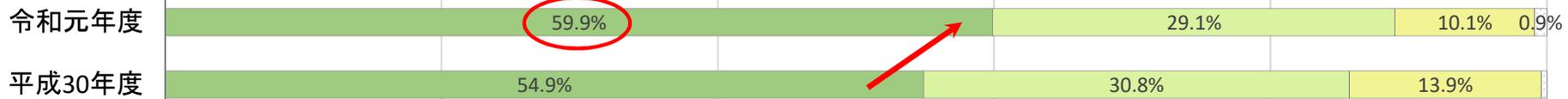
公共工事

■ 提出した ■ 提出しなかった ■ わからない ■ その他

一次下請



二次下請



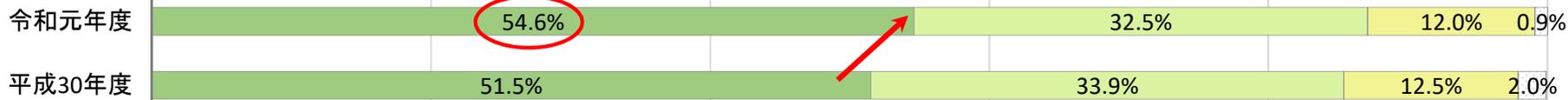
三次下請以降



民間発注工事

■ 提出した ■ 提出しなかった ■ わからない ■ その他

一次下請



二次下請



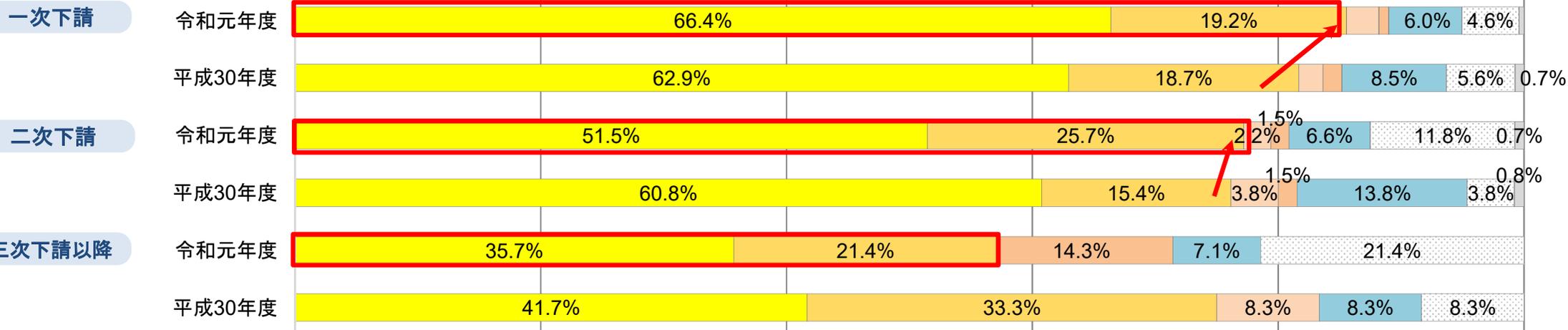
三次下請以降



実態調査の結果(法定福利費の受取状況)

- 直近の一現場(公共・民間)において、**法定福利費の受取状況を調査**
- 公共工事では、一次・二次下請で、法定福利費をおおむね80%以上受け取れた工事の割合が7割を超えたが、**三次下請以降に限定すると、約5割の工事にとどまっている。**
- 民間発注工事においては、法定福利費をおおむね80%以上受け取れた工事の割合は、**一次・二次・三次下請以降のいずれも、約7~8割程度であった。**

公共工事

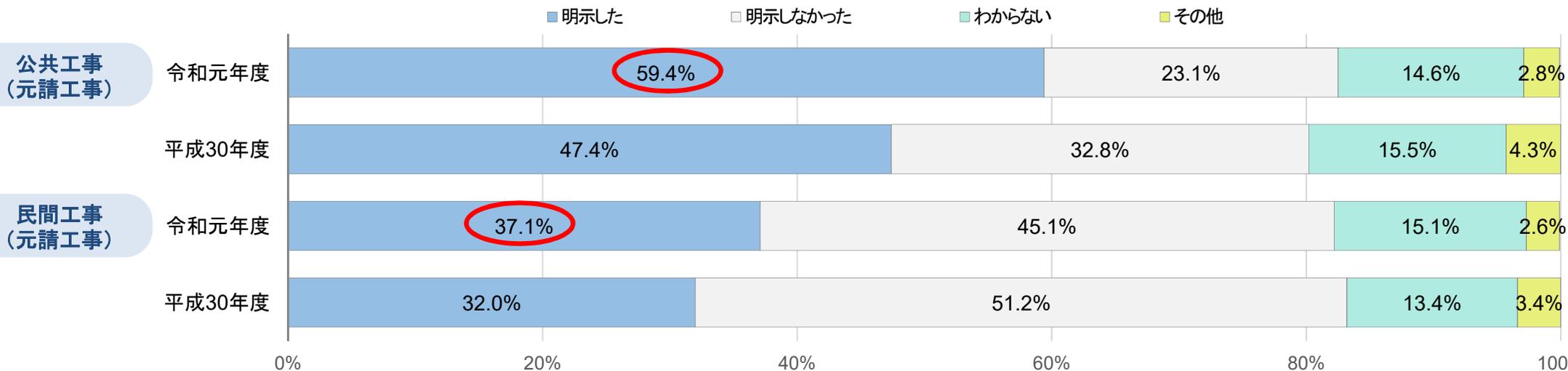


民間発注工事

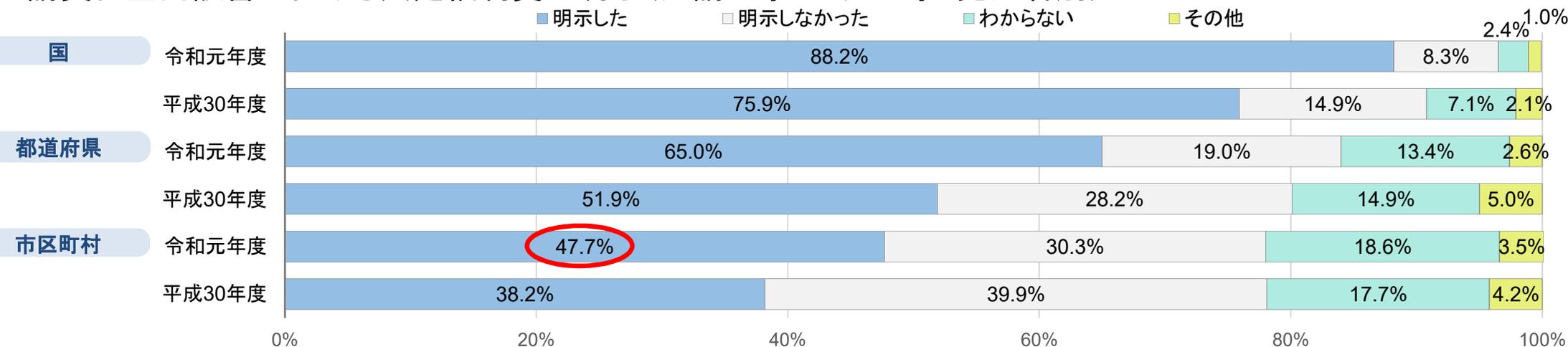


- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用状況について調査
- 公共・民間発注工事別では、公共工事では約6割まで増加したが、民間工事では4割以下にとどまっている。
- 公共工事の発注者別では、いずれも割合は増加しているものの、国や都道府県に比べて市区町村発注工事では割合が低く、5割以下にとどまっている。

<請負代金内訳書における法定福利費の明示>



<請負代金内訳書における法定福利費の明示(元請工事・公共工事・発注者別)>



公共工事における法定福利費内訳明示の状況(受・発注者間)

- 国土交通省で平成29年7月、標準約款(公共/民間/下請)を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示することを標準化。
- 当該調査では、各公共発注者が公共工事を発注する際、受注者から提出される請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組について調査。
- 国では、法定福利費を明示する取組が進む一方、**市区町村では一部の自治体にとどまっている状況。**

① 請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組

(出典)令和元年度入札契約適正化法に基づく実態調査(平成30年度実績)
 ※カッコ内は、前回調査結果(平成29年度実績)

	導入している	導入していない	導入割合(%)
国(各府省)	16(14)	3(5)	84%(74%)
都道府県	25(20)	22(27)	53%(43%)
市区町村	241(169)	1,500(1,572)	14%(10%)

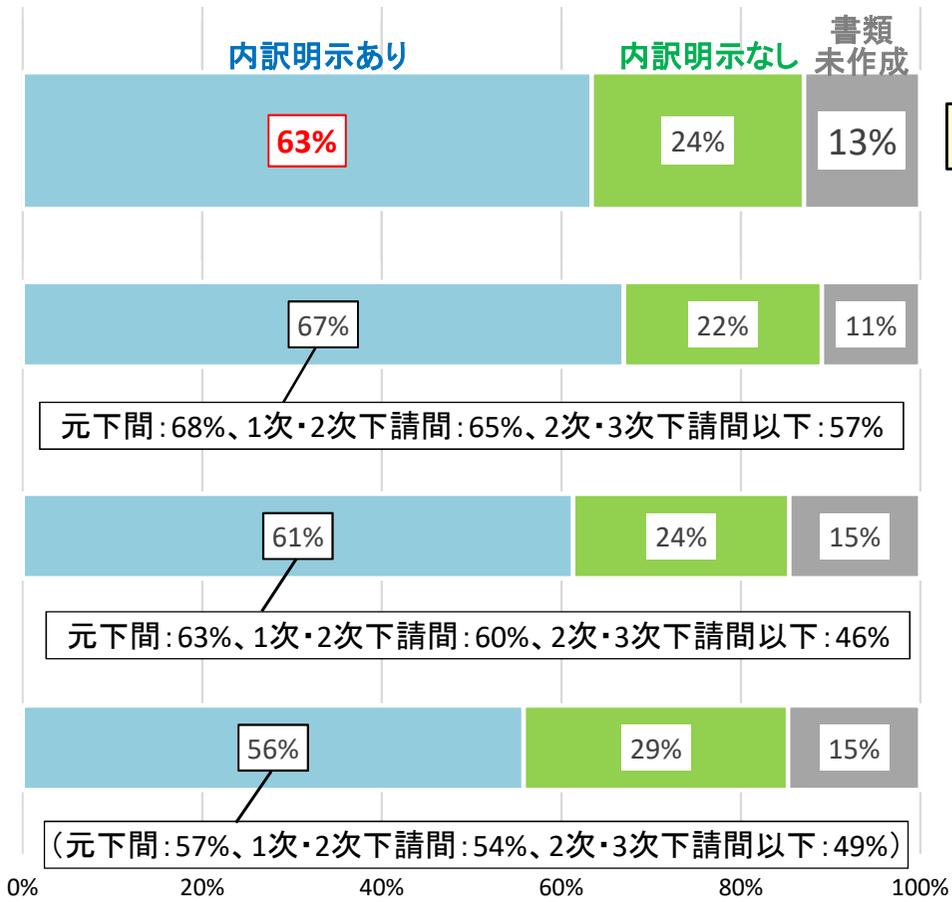
※市区町村は北方領土6村を除く

② 請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組を導入していない場合の今後の対応予定

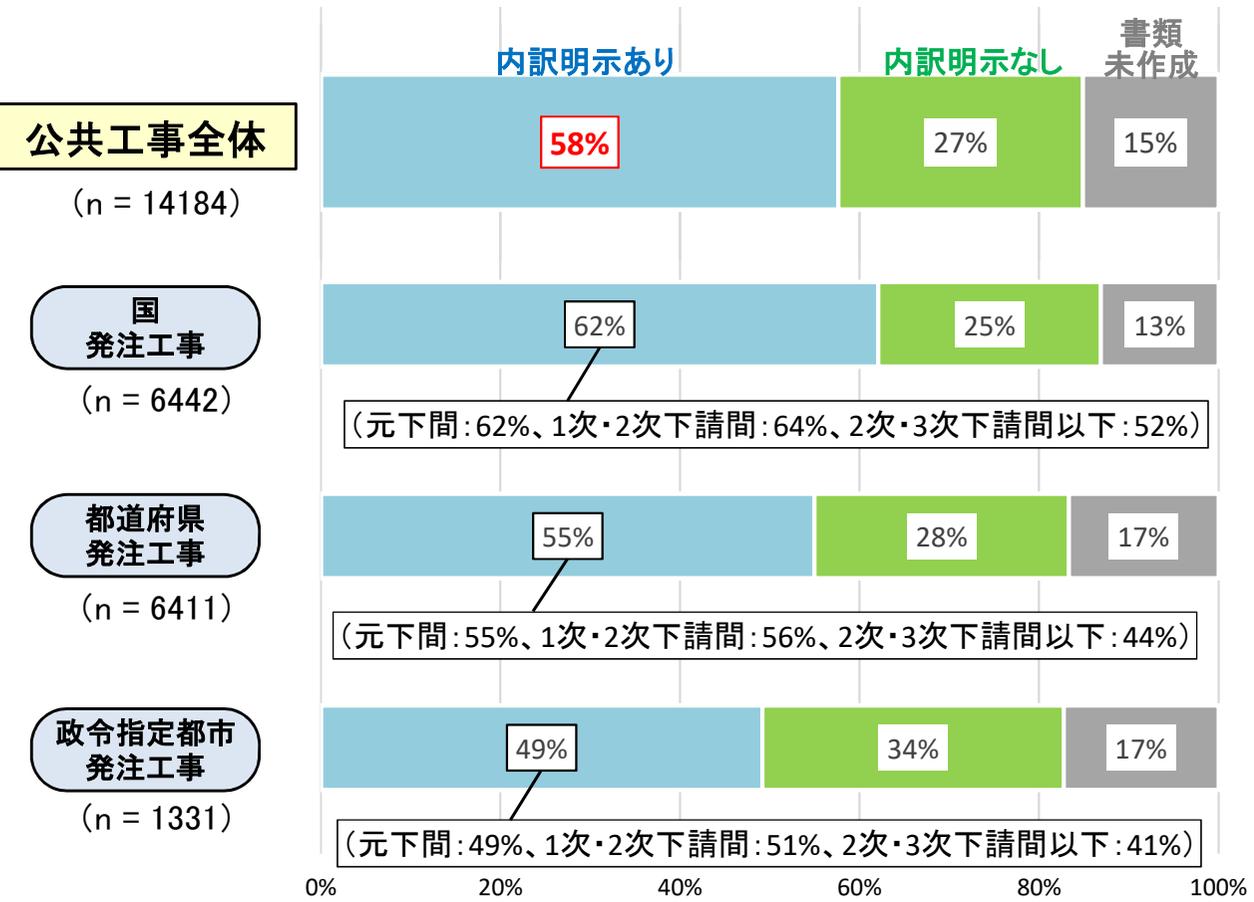
	今後導入することを決定している (時期も決定)	今後導入することを検討しているが、 時期は決まっていない	今後も導入する 予定はない
国(各府省)	0(1)	2(2)	1(2)
都道府県	0(1)	17(17)	5(9)
市区町村	12(4)	1,028(572)	460(996)

- 令和元年10月中の一現場(公共工事)を対象に、見積時・契約時の法定福利費の内訳明示の活用状況を調査
- 公共事業全体では、**見積時(見積書)においては63%、契約時(請負代金内訳書)においては58%**の企業において法定福利費内訳明示を活用
- 発注者別では、国、都道府県、政令市にしたがって法定福利費内訳明示の実施割合が低下

<見積書>



<請負代金内訳書>

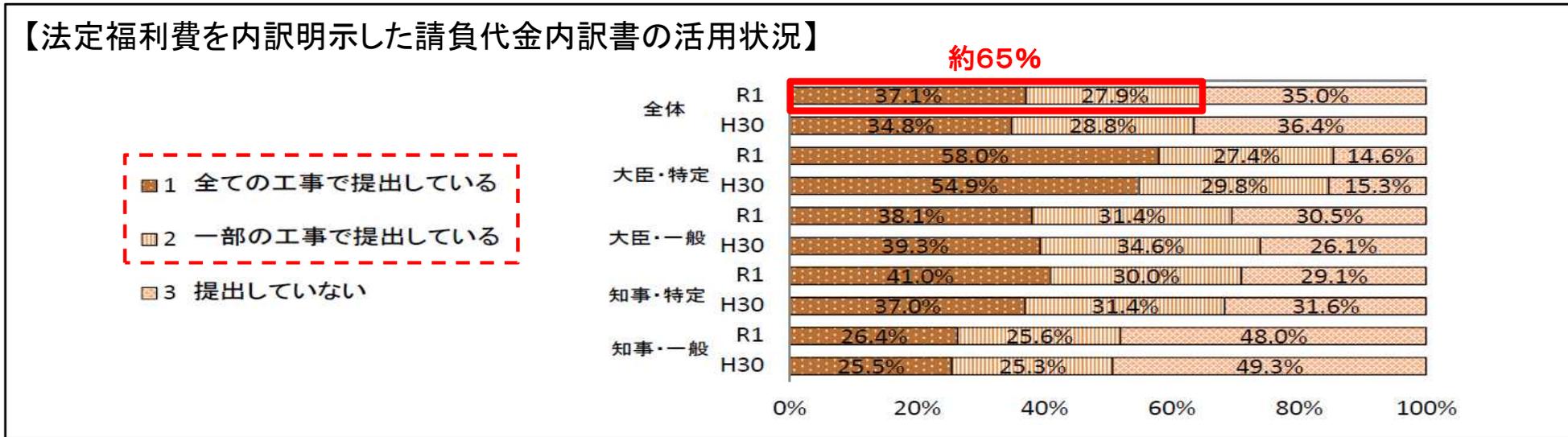
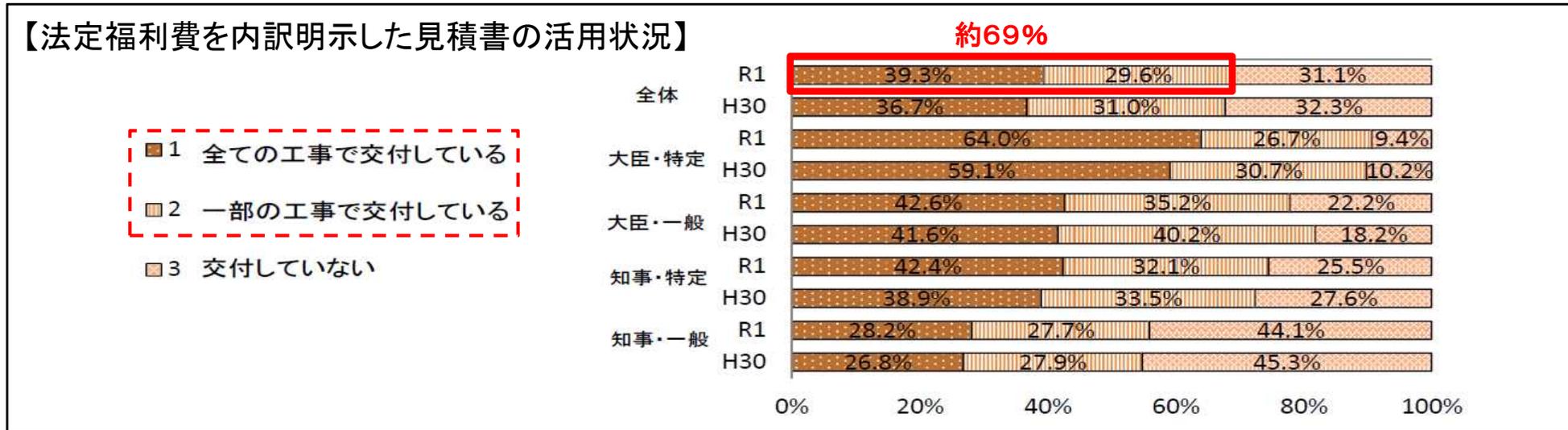


※ 標本数については見積書と請負代金内訳書で一致しない場合がある

出典: 令和元年度公共事業労務費調査(令和元年10月)

法定福利費内訳明示の活用状況

- 民間工事も含めた工事全体における法定福利費の内訳明示の活用状況について調査
 - ・ 見積書については約39%の企業が全工事で活用（一部工事で活用している企業を含めると約69%）
 - ・ 請負代金内訳書については約37%の企業が全工事で活用（一部工事で活用している企業を含めると約65%）

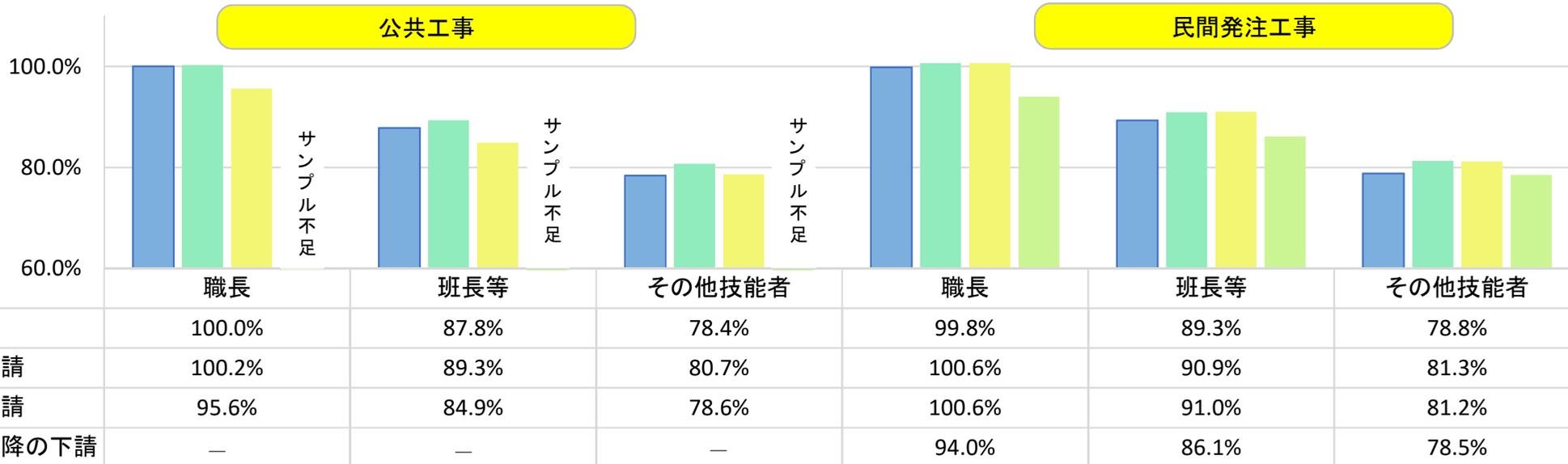


実態調査の結果(賃金の支払い状況)

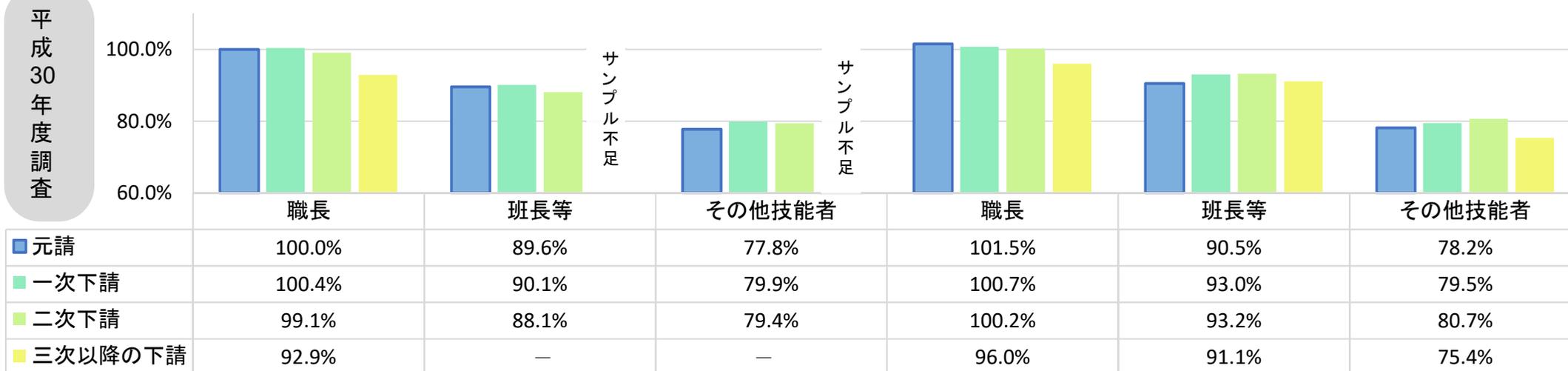
- 直近の一現場(公共・民間)に従事させた技能者に対して支払っている賃金(※)について質問
- 公共工事・民間発注工事にかかわらず、三次以降の下請企業に雇用される技能者の賃金が低い傾向

(公共工事における元請に雇用される職長の賃金を100として値を算出)

令和元年度調査



平成30年度調査



※基本給、社会保険料の個人負担分、諸手当(時間外手当や休日手当を除く)、実物給与を含む日額の平均額(手取り額ではなく額面金額)について回答を求めた。
 回答は、5,000円毎に設定した選択肢(例:15,000円~20,000円未満、20,000円~25,000円未満 等)から選択。出典:令和元年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

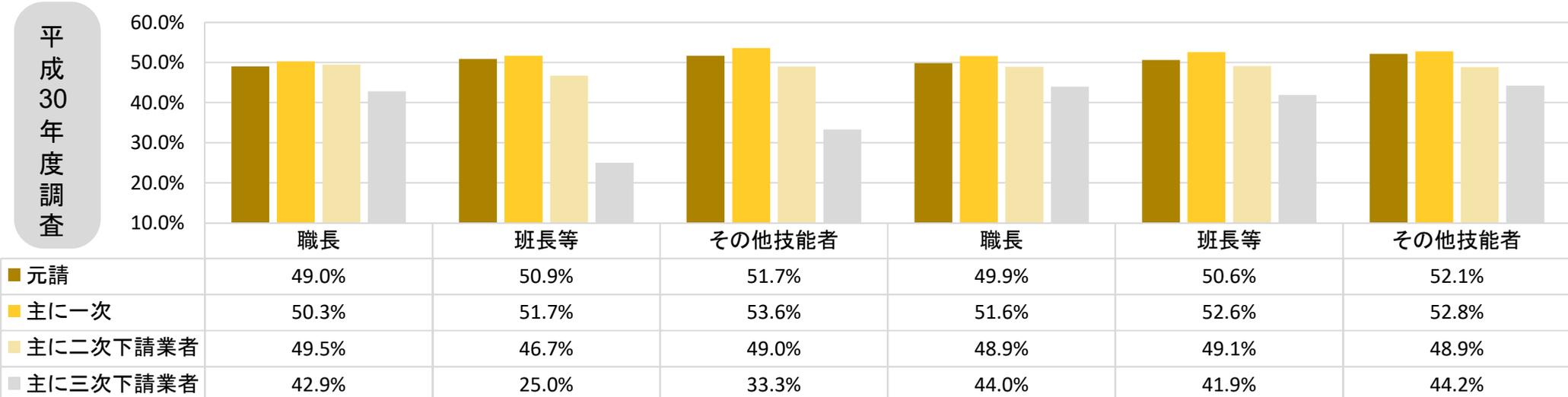
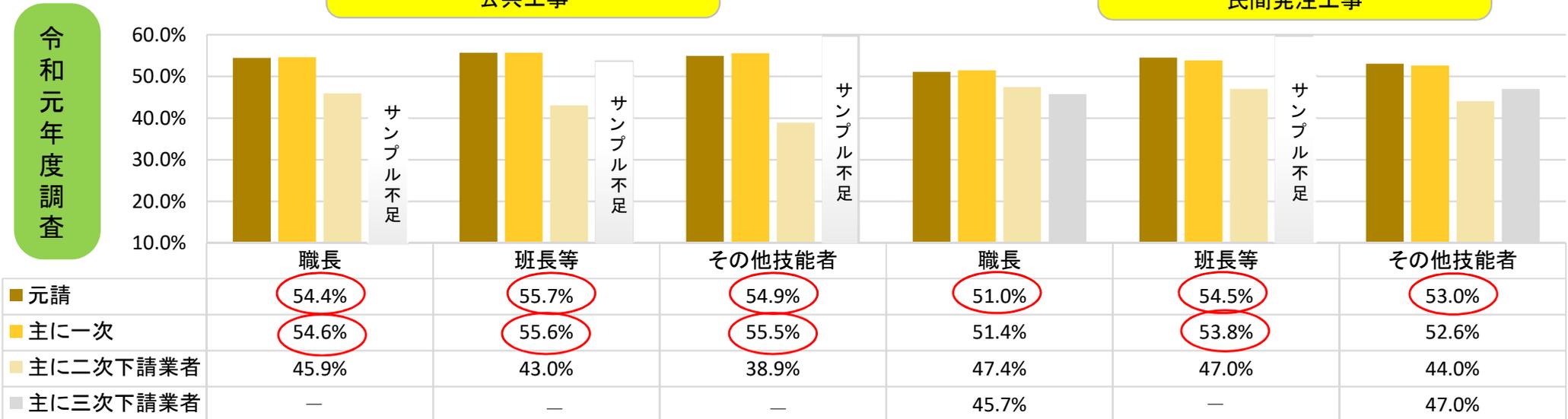
実態調査の結果(賃金の改定状況)

- 直近の一現場(公共・民間)に従事させた技能者の賃金の調査前1年間(平成30年7月以降)の改定状況について質問。
- 公共工事・民間発注工事で、元請及び一次下請企業の5割以上が全ての立場で賃金を引き上げたと回答。一方で、二次下請においては賃金を引き上げた企業が4割に留まっている。

賃金を引き上げた企業の割合

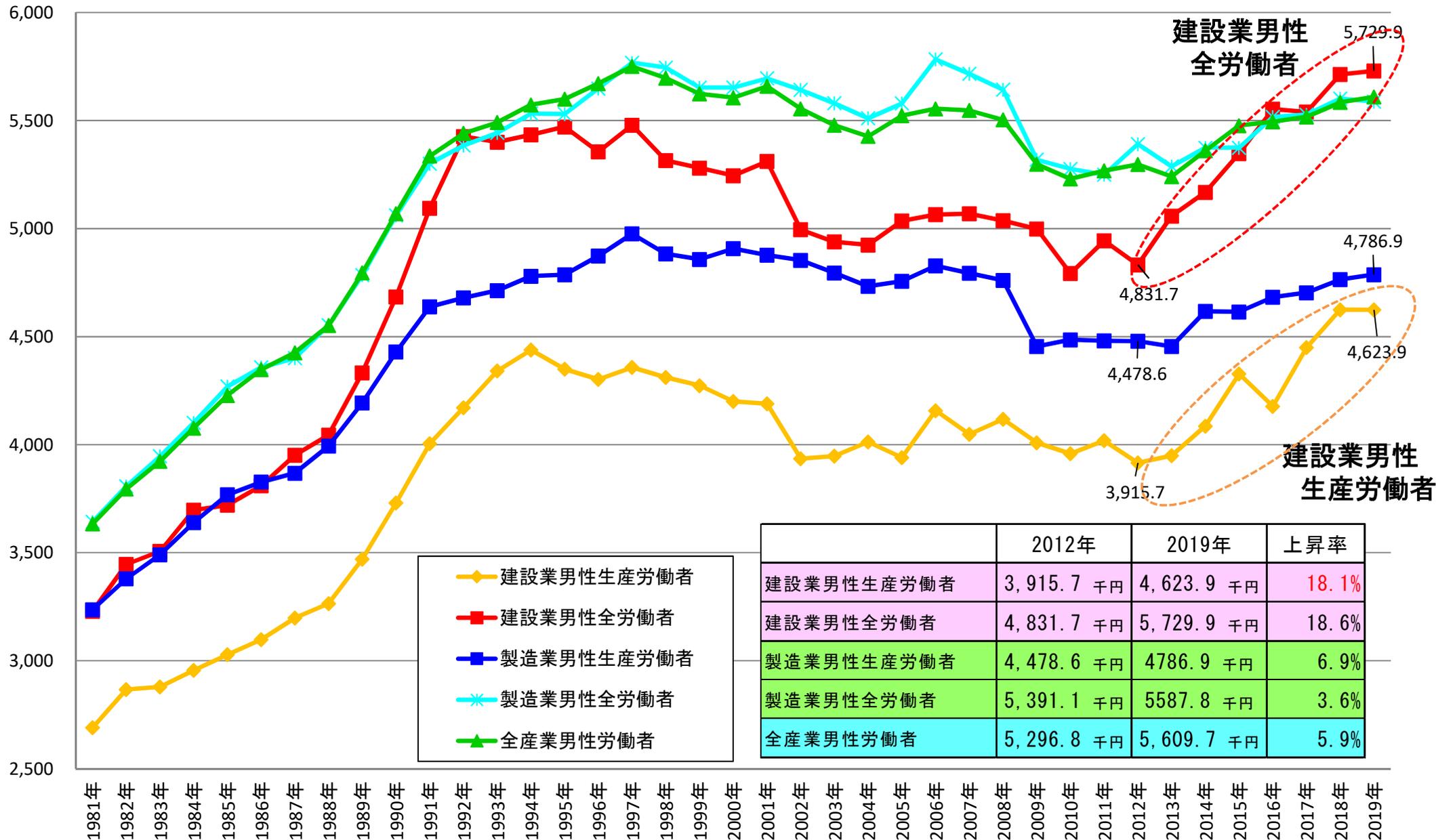
公共工事

民間発注工事



年間賃金総支給額の推移(製造業との比較)

(千円)

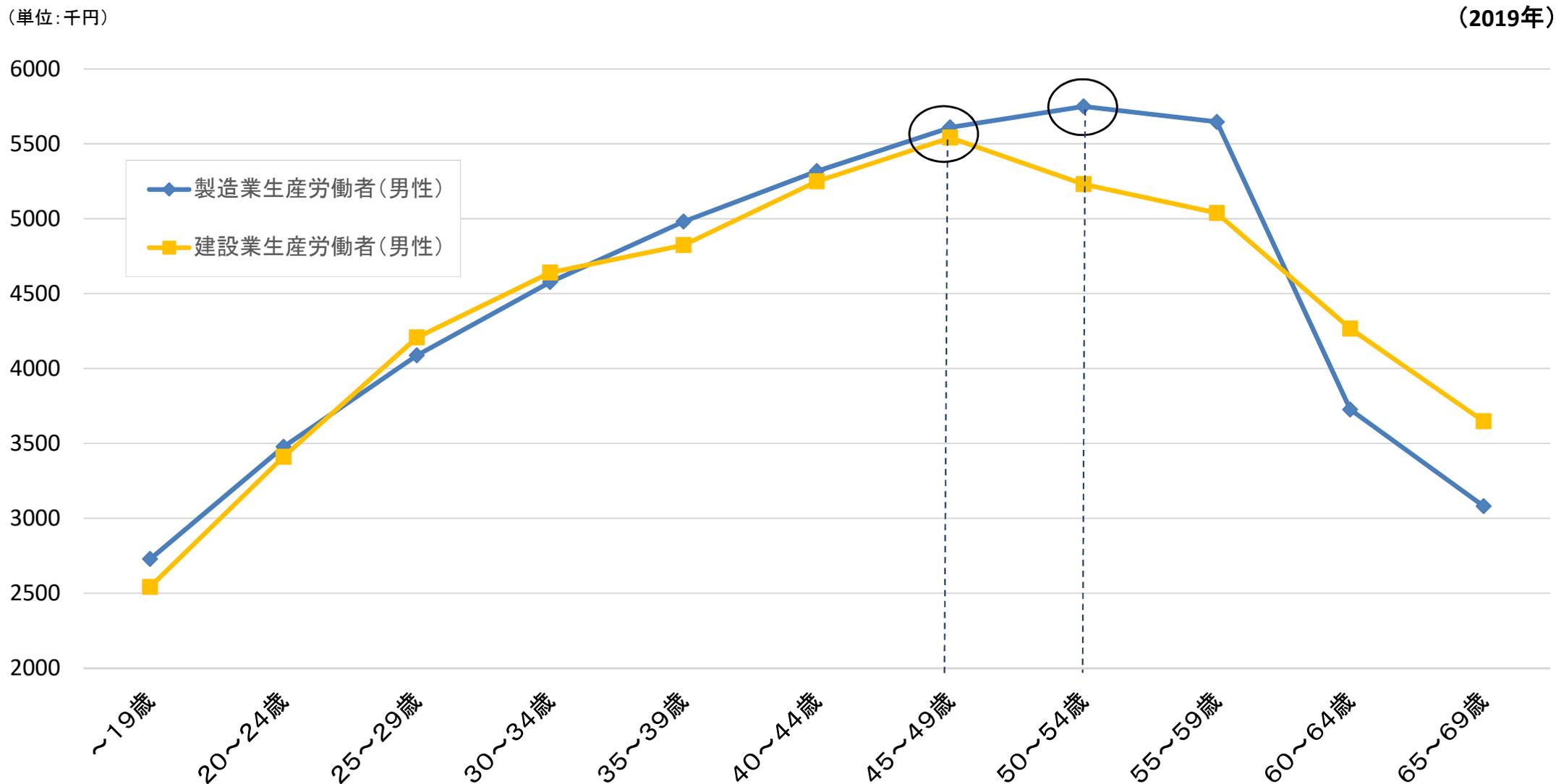


(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年間賃金総支給額 = きまって支給する現金給与額 × 12 + 年間賞与その他特別給与額

年齢階層別の賃金水準(製造業との比較)

- 製造業の賃金のピークは50～54歳であることに對し、建設業の賃金ピークは45～49歳。
- 賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが十分に評価されていない可能性。



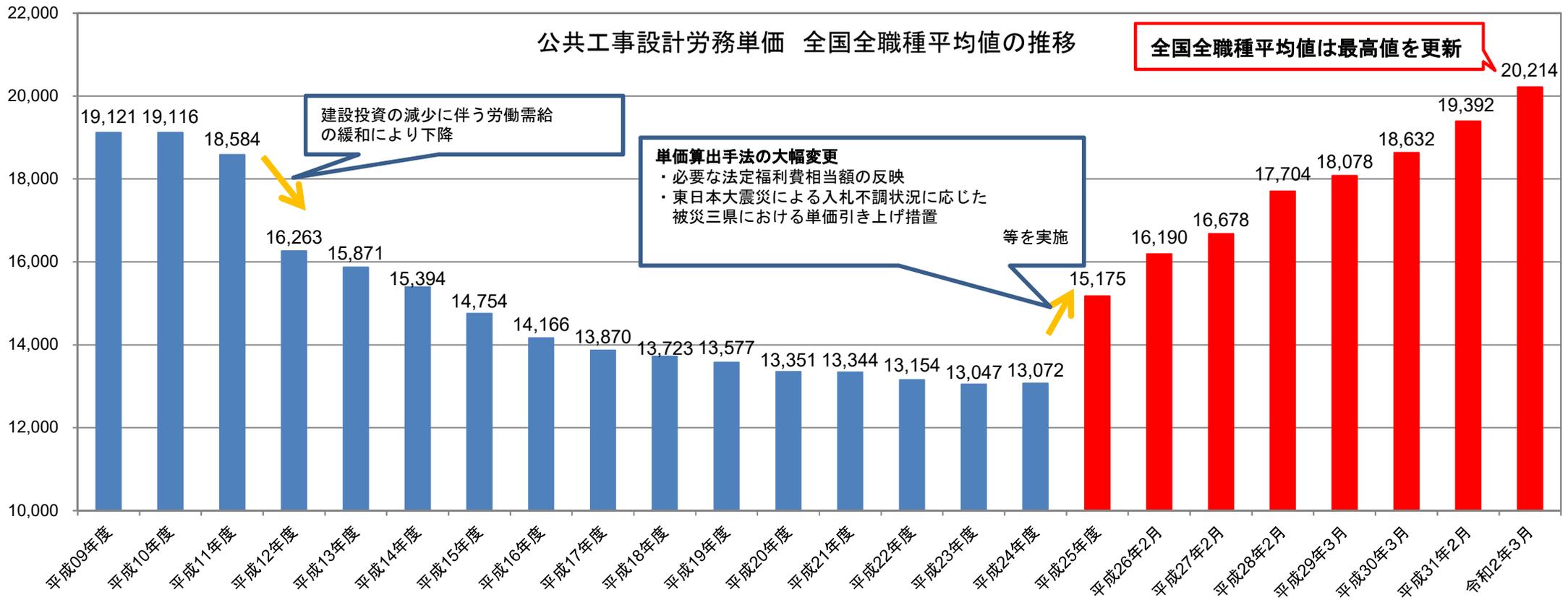
令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映**（H25より継続）
- (3) 労働基準法の改正による有給休暇の取得義務化をふまえて、**義務化分の有給休暇取得に要する費用を反映**

全職種

全 国 (20,214円) 平成31年3月比；+2.5% (平成24年度比；+51.7%)
 被災三県 (21,966円) 平成31年3月比；+2.9% (平成24年度比；+68.8%)



(参考) 引用した調査の概要

【公共事業労務費調査】(令和元年10月)

- 国交省及び農水省等の公共工事から、10月に施工中の、1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として調査対象工事を選出(例年、約11,000工事、技能労働者数約12万人が対象)。
- 対象工事に従事した全ての技能労働者の調査票や賃金台帳等を、調査員が会場にて調査。

【令和元年度法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査】(令和2年1月～2月)

- 建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会の会員企業を対象に調査、有効回答数は2,813者。
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等についてWEBアンケート。

【令和元年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査】(令和元年11月～令和2年1月)

- 建設業許可業者から無作為に抽出した30,000者を対象に調査、有効回答数は4,810者。
- 社会保険の加入、法定福利費や賃金の支払い状況についてWEBアンケート。

【令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査】(平成30年度実績)

- 公共工事の発注者1,932団体を対象に調査。(国19機関、特殊法人125法人、地方公共団体47都道府県、20指定都市、1,721市区町村)
- 入札契約の適正化の取組状況について、メールによる調査・回答を実施。

【令和元年度下請取引等実態調査】(平成30年7月～令和元年6月)

- 全国の建設業者から無作為に抽出した14,000業者を対象に調査、有効回答数は11,155者。
- 元請・下請間の取引実態や社会保険の加入状況等について、郵送による書面調査。

1-2 社会保険加入の今後の対応方策

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現する必要がある**

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 建設業社会保険推進連絡協議会の設置（H24.5設置、H29.5改組）
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政（国交省、厚労省）により構成
- ・実施後5年（H29年度）を目途に、**企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すこと**を目標として共有
- ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大等（H24.7～）
 - ・未加入企業に対する減点幅の拡大（H24.7～）、減点措置の厳格化（W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し）（H30.4～）
- 許可更新時等の確認・指導（H24.11～）
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施（H26.8～段階的に実施）
 - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定（H29.4～）
 - ・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施（H29.10～）
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請（H28.6）
 - ・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設（H29.7）

4. 民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用（H30.1～）

5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン（課長通知）の制定（H24.11～）
 - ・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

6. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映（H24.4～）
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始（H25.9～）
 - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底（H28.6～）
 - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知・啓発
- 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示（H29.7）
 - ・標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施（H29.9）

7. その他

- 周知・啓発・相談体制の充実等
 - ・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化（H28.7～）
 - ・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催（H29.7～）
 - ・「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知（H30.1）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年6月5日成立、6月12日公布)

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

- 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。
- ※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回る事の出来ないもの:
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

- 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

<年齢構成別の技能者数>



3. 持続可能な事業環境の確保

- 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

- (1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)
 - 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
 - また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施
 - 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化

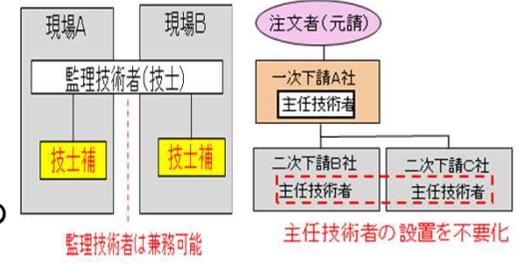
(2) 現場の処遇改善

- **建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化**
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い

2. 建設現場の生産性の向上

- (1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進
 - 工事現場の技術者に関する規制を合理化
 - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認
 - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化

<元請の監理技術者> <下請の主任技術者>



(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

令和2年10月より施行(更新許可については5年で一巡)

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。
- ※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、
今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。
- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

これまでの主な対策	改正建設業法施行以降に必要な対策
1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進 ○ 建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会の設置	本協議会において、引き続き対策の協議・検討を実施
2. 行政によるチェック・指導 ○ 経営事項審査における減点幅の拡大等 (H24.7～) ○ 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)	【改正建設業法により社会保険加入要件化】
3. 公共工事における対策の実施 ○ 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施) ○ 地方公共団体発注の工事における対策の実施	【改正建設業法により社会保険加入要件化】
4. 民間発注工事における対策の実施 ○ 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1～)	【改正建設業法により社会保険加入要件化】
5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透 ○ 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者単位での社会保険加入確認の強化 ⇒ CCUSにより作業員名簿の確認効率化が可能となることにあわせて、「<u>下請指導ガイドライン</u>」を改訂【資料2にて】 ○ 規制逃れが疑われる一人親方対策について ⇒ 協議会の下に検討会を設置し、職種ごとの実態等を踏まえ、<u>今年度中に一人親方対策の方向性をとりまとめ</u>【資料3にて】
6. 法定福利費の確保 ○ 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～) ○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用 ○ 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示 (H29.7) ○ 法定福利費の支払状況等に関する実態調査の実施 (H29.9～)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定福利費を行き渡らせるため、見積書・請負代金内訳書における法定福利費内訳明示の更なる徹底 ⇒ <u>年内に「建設業社会保険推進・処遇改善『地方』連絡協議会」を開催するなど、地方レベルにおいても取組を強化</u>
7. その他 ○ 周知・啓発・相談体制の充実等	社会保険加入対策の周知・啓発等について、引き続き実施

品確法基本方針 及び 入契法適正化指針 の一部変更について (令和元年10月18日閣議決定)

○ 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(品確法基本指針)の一部変更

(略) **公共工事を実施する者**は、例えば、下請契約において最新の**法定福利費を内訳明示した見積書**を活用し、これを**尊重**すること、請負契約において**法定福利費の請負代金内訳書**を活用し、**法定福利費が的確に反映されていることを明確**にすること等により、下請契約が適正な請負代金で締結されるようにするものとする。【新設】

○ 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(入契法適正化指針)の一部変更

(略) 積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款(昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告)に沿った契約約款に基づき、**受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認**するよう努めるものとする。【新設】

1. 背景

- 請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)における法定福利費の明示については、「「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」(平成29年8月25日付け国地契第22号、国北予第8号)等に従い、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始した工事から実施しているところ。
- これに関し、予定価格には社会保険加入の原資となる法定福利費が含まれており、適切な法定福利費を確保する観点から、内訳書の記載に法的拘束力がないことに留意しつつ、発注者としても、次のとおり取り組むこととした。(「請負代金内訳書に明示される法定福利費の適切な支払いのための取組について」(平成30年5月31日付け国地契第5号))。



2. 具体的な取組

- ① 請負代金内訳書提出前：内訳書に明示された法定福利費が適正金額と乖離することを防ぐため、全工事を対象に、契約相手に対して紙等を配布し、下記事項に注意するよう事前に周知徹底を行う。

(周知内容)

- ・ 計算間違いや桁のずれ等、数值的・機械的に誤っていないこと。
- ・ 法定福利費の算出に当たって、国交省作成のマニュアルに準拠する等、適切な方法で行っていること。
- ・ 下請契約を締結する工事(締結することが見込まれる工事を含む。)においては、当該下請業者分の法定福利費を含めていること。

- ② 請負代金内訳書提出後：法定福利費の割合が著しく低い場合(50%以下を目安)に、事業者に対して記載の確認を行う。

(確認内容)

法定福利費の割合が50%以下であることを明示的に伝達し、事前周知の内容につき誤りがないか確認。

公共工事における法定福利費内訳明示の目標設定

「公共発注者」の取組(受発注者間)

受注者に提出させる請負代金内訳書について、国(各府省)では法定福利費を明示させる取組が進む一方、市区町村では取組が一部の自治体に留まっている状況

【導入している割合】 国(各府省)・・・84%、都道府県・・・53%、市区町村・・・14%

目標設定

令和3年度までに、請負代金内訳書について法定福利費を内訳明示させる取組について、国及び都道府県においては100%、市区町村においては50%以上まで導入を図る

(入札契約適正化法に基づく実態調査において進捗状況フォローアップ)

「建設企業」の取組(元下・下下間)

公共工事において、下請企業から提出させる見積書・請負代金内訳書について、いずれも法定福利費の内訳明示を活用した割合は6割前後に留まっている状況

【内訳明示を活用した割合】 見積書・・・63%、請負代金内訳書・・・58%

目標設定

令和3年度までに、公共工事において法定福利費を内訳明示させる取組について、見積書・請負代金内訳書のいずれも80%以上まで活用を図る

(公共事業労務費調査において進捗状況フォローアップ)

※ 上記目標と合わせ、民間工事も含めた工事全体における見積書・請負代金内訳書についても、70%以上の企業が全ての工事において法定福利費内訳明示を活用することを目指す (下請取引等実態調査において進捗状況フォローアップ)

地方整備局等における具体的取組

- 目標達成に向けた進捗確認・フォローアップに加え、民間工事においても見積時・契約時における法定福利費内訳明示の取組をさらに進めるほか、社会保険加入対策や技能者の処遇改善対策等を推進するため、**年内目途に、地方整備局等が主催者となって、各地方ブロックごとに「建設業社会保険推進・処遇改善『地方』連絡協議会」を開催**し、地方レベルにおいても取組強化を図る。

- また、以下課題について、**地方整備局等は必要に応じて市区町村に直接働きかけ**を行う。
 - ・ 公共工事を発注する際に、受注企業等を社会保険等加入業者に限定する取組を実施すること
 - ・ 国土交通省が定める工事積算基準を参考にしつつ、法定福利費等を的確に反映した予定価格を定めること
 - ・ 公共工事標準請負契約約款に基づき、請負代金内訳書における法定福利費の内訳明示の活用を図ること
 - ・ 請負代金内訳書による法定福利費の割合が、予定価格における割合に比べて著しく低い場合（国土交通省直轄工事においては50%以下目安）には、事業者に対して確認を行うこと
 - ・ 建設キャリアアップシステムの公共工事における活用・評価を行うこと
 - ・ 建退共制度の履行強化、電子申請方式の活用を促進すること

近畿地方整備局の取組について

近畿地方公共工事契約業務連絡協議会との連携

社会保険未加入業者の排除及び法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用促進について

⇒管内府県及び市町村あて情報発信

近畿地方整備局建設産業第一課による説明会実施

社会保険未加入業者の排除及び法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用促進について

⇒管内20市町へ個別に訪問し、説明会を実施

建設キャリアアップシステムの周知活動

建設キャリアアップシステムの活用や評価、建退共制度の履行強化や電子申請方式の活用の促進等

< 専門工事業団体 >

7月	意見交換会	1回
9月	意見交換会	4回
10月	意見交換会	3回
11月	意見交換会	6回
12月	意見交換会	2回

< 建設企業 >

7月	直轄工事安全協議会等	3回
8月	直轄工事安全協議会等	7回
9月	直轄工事安全協議会等／働き方改革説明会	9回
10月	直轄工事安全協議会等／働き方改革説明会	6回
11月	直轄工事安全協議会等	2回
12月	直轄工事安全協議会等	2回

< 地方公共団体 >

7月	研修会	2回
8月	研修会	1回
9月	研修会	3回
10月	研修会	3回
12月	研修会	1回

今後も引き続き周知活動の実施

社会保険未加入業者の排除及び法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用促進について

建設キャリアアップシステムの活用促進について